

「基本施策1. 子育てに対する意識の向上」-「(1) 親子が向きあう時間を大切にすることを意識の醸成」の取組の一事業として位置づけられている(表9のとおり)。

表9 かなざわ子育て夢プラン2010における「このまち」赤ちゃん夢ギフト事業の位置づけ

基本方針1	親と子どもが心豊かに社会と向きあえる子育て環境をつくる
基本施策1	子育てに対する意識の向上
(1)	親子が向きあう時間を大切にすることを意識の醸成
事業	このまち赤ちゃん夢ギフト

「金沢市の福祉と保健 平成23年度」では、「育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る」とされている。しかし、実際には「専門家」は含まれておらず、メッセージについても子ども一人ひとりに対しメッセージをつけるのではなく、ギフトカタログの1ページに5つのコメントが載せられているものである。

このように、事業予算はすべてギフト代金が占めており、ギフトを贈ることが事業の目的に合ったものでなければならぬ。しかし、伝統工芸品や加賀野菜、育児用品といったギフトを贈ること、上記の基本方針、基本施策目的との直接的な結びつきは認められない。

そもそも、「子育て夢プラン2005」においては、施策目的「経済的負担の軽減」の中で「ようこそ赤ちゃん子育て必需品支給事業」として行われており、10,000円の育児用品がギフトとして贈られていた。客観的にはギフトを贈るという同じ内容の事業で金額が変わったものという見方ができる。「経済的負担軽減」から「子育て意識の向上」というように目的が変わったため、金額が10,000円から7,000円になったというところもできるが、目的が変わるのであれば事業内容の根本的な見直しが行われるはずである。

この点についても福祉課では、「消耗品の選択が多い、市の財政負担が大きい。」等の従来制度の問題点について、「子育て意識の向上」の目的に従って見直しを図っている。

また、事業の実施により、どのような効果があったのかについて、事業単独でかつ短期間で推し量ることは困難とはいえ、評価は行っておらず、事業の効果は曖昧である。

③アンケートとの関連性の検討

金沢市では、「かなざわ子育て夢プラン2010」の策定にあたり、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握し、プラン策定の基礎資料とするためアンケートを実施しており、「このまち」赤ちゃん夢ギフト事業は、①行政が行っている子育て支援、「②少子化に歯止めをかけるための施策」、「③大人になっても住み続けたいと思うまちにするために」というアンケートの結果に基づくものである。

表10 かなざわ子育て夢プラン2010策定時アンケート「このまち」赤ちゃん夢ギフト事業に関連する項目

アンケート項目
①行政が行っている子育て支援
②少子化に歯止めをかけるための施策
③大人になっても住み続けたいと思うまちにするために

伝えるため、子どもを出生した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る。

- ① 育児経験者や専門家のメッセージと、記念品のリスト掲載したカタログを出生の届出の際に保護者に配布する。
- ② 保護者は、カタログの中から希望する品を選び、添付された申込書で申し込む。
- ③ 申込みのあった品を、保護者の自宅へ配送する。

表8 「このまち」赤ちゃん夢ギフト事業支給品一覧表

No.	支給品(下記商品のセットでの契約) ※商品によっては色、種別等毎に契約	納入単価 (円)	備考
1	金沢九谷へその精入れ	7,000	
2	加賀鱒ベビーシューズ	7,000	H22年度のみ
3	金沢九谷兜(金彩)	7,000	H23年度から
4	金沢九谷雛人形(盛)	7,000	
5	金沢九谷食器セット	7,000	
6	親子ふくろうの置物	7,000	
7	加賀野菜セット	6,000	
8	お昼寝布団セット	7,000	
9	ベビーチェア、ストローポトル、おかゆクッカー	6,972	
10	無蓋蒸つき、ブロックわなげ、ジョイントマット	7,000	
11	ソファトゲート	6,090	H22年度のみ
12	授乳クッション、ひもタイプ子守帯	7,000	H23年度から
13	キッズチェア	7,000	

(監査結果)

①ギフト商品の決定過程の検討

ギフト商品の決定については、伝統工芸品、育児用品それぞれについて公募を行っている。これも福祉課では、公募の条件として商品単価7,000円以内であることとしており、商品価値7,000円の妥当性については、ギフト商品の公募にあたって商品化されたもの、または予定されているものを条件とすることで、商品価値を担保している。

また、伝統工芸品または育児用品に限定する理由については、金沢らしいもの、子育て支援となるものといった理由である。7,000円と一律に設定していることについては、業者からの公募の際に一定の目安が必要であること、保護者がカタログから選定するため同程度の価格のものに統一したほうがよいということであった。しかし、下記②の目的に照らせば、何も伝統工芸品または育児用品や7,000円以内という金額に限定する必要性はない。最初から商品内容とその金額まで限定されており、その金額の根拠も曖昧でギフトを贈ること自体が目的となっている。

②目的、効果からの検討

「このまち」赤ちゃん夢ギフト事業は、少子化対策推進行動計画「かなざわ子育て夢プラン2010」のうちの「基本方針1. 親と子どもが心豊かに社会と向きあえる子育て環境をつくる」-

アンケート結果を査閲したところ、上記①に対する回答としては、「子育てしやすい環境にするために、支援をさらに充実させる必要がある」という回答が各年代で多かった。しかし、「支援をさらに充実させる」という回答はあまりに支援という意味の幅が広く、この回答と“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業との関連性も明確ではない。

また、上記②についての回答では「保育所や幼稚園の費用負担の軽減」、「教育費の負担軽減」、「親の勤務時間に合わせた保育の実施」、「児童手当などの拡充」といった内容の割合が高かった。上記③については、「雇用確保のための企業誘致」、「住宅環境の整備」、「市内公共交通機関の利便性向上」といった内容の割合が高かった。②、③の回答についても、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業と直接的な関連性は無い。

④結論

上記「ギフト商品の決定過程」、「目的、効果」、「アンケートとの関連性」の観点から検討したが、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業については事業実施についての目的、効果がやや曖昧である。なお、金沢市では、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業の他にも、生命（いのち）の絆「緒つつみ」事業として、金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、生命の絆を再確認するため、へその緒を包む二俣和紙（緒つつみ和紙）にメッセージを添えて贈るという事業も行っている。また、前述のとおりかなかざわ子育て虹色クーポン支給事業として、親子のふれあい支援と子育ての負担軽減を行うという主旨で、市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用する際無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する事業も実施している。

表11 類似事業比較

No.	事業	事業の内容
i	“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業	金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、親子のふれあいの大切さを伝えるという主旨で、子どもを出した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る。
ii	生命（いのち）の絆「緒つつみ」事業	金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、生命の絆を再確認するため、へその緒を包む二俣和紙（緒つつみ和紙）を、メッセージを添えて贈る。
iii	かなかざわ子育て虹色クーポン支給事業	親子のふれあい支援と子育ての負担軽減をおこなうという主旨で、市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用するとき無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する。

表11は、これらの事業内容の比較であるが、事業の内容から見ると、i と ii はメッセージを贈

るという部分で重複している。また、24ページの「②目的、効果からの検討」に記載の“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業の基本施策（1）「親子が向きあひ時間を大切にすること」という点では、iii と支援の内容が重複していると言える。さらに、上記アンケート①については、「何もかも支援しすぎると、親が親としての自覚が持たなくなると心配している。」という回答もある。

誕生日祝いのギフトなど一律に贈呈する事業については、受け取る側ではそれほど必要としないまでも、無償であるならば受領するというケースもありうることから、効果が曖昧になりがちである。しかし、市民の税金を使った施策であり、一部市民のみが受益者となる以上、税金を負担しているが利益を受けない市民に対し、その目的や効果を十分説明できる施策を行う必要がある。たとえば、他の自治体では官民一体となり4人目以上の子どもが生まれた家庭に軽乗用車1台を3年間無償で貸し出す事業を行っている例もある。また、ギフトを贈る場合でも、生活が困難する中で子どもを出した家庭に対して必要不可欠な育児用品を贈るといったように、事業の目的やその効果を明確にして実施する必要がある。

“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業は、平成22～26年度の実施事業とされており、5年間の事業予算は表12のとおり1億円以上の金額となることが見込まれる。「意識の醸成」という目的達成のため、様々な機会をとらえて施策を展開することの重要性は認められるが、上記ii、iiiの事業を実施してもなお、当該事業を実施する必要があるか、十分に検証のうえ、見直しを検討する必要がある。

表12 “このまち”赤ちゃん夢ギフト事業事業費（平成22～26年度実施事業）

年度	H22年度実績(※)	H23年度実績	H24年度予算
決算額(千円)	16,726	28,706	27,950

※当該事業は平成22年7月から実施

【意見】

“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業については、他の類似事業を実施してもなお実施する必要があるか、十分に検証のうえ、見直しを検討する必要がある。

5 かなかざわ子育て夢ステーション（平成23年度予算 21,170千円）

(1) 主旨
身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、保育所・幼稚園・児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親、次世代の親となる子どもたちの交流や、学びによる地域の育児力の向上をめざす。

(2) 内容

- ・子育て支援事業
- ・子育て人材育成事業
- ・子育て人材育成事業、子育て支援事業を実施する私立幼稚園（または私立保育所）からの企画提案により実施する地域の子育てを支援する人材の育成のための事業をいう。

表13 子育て夢プラン2010掲載の人材育成事業一覧

No	施策名	事業内容	担当課
59	保育士・幼稚園教諭等の研修の充実	保育にたずさわる職員が、その専門性を高め、個に応じたきめ細やかな質の高い保育サービスの提供と適切な保護者支援を行うことができるよう研修の内容を充実します。	教育プラザ富樫(研修相談センター) こども福祉課
60	児童館厚生員、児童クラブ指導員研修制度の充実	地区の児童館、児童クラブの指導員の資質向上のため、研修制度を充実します。	こども福祉課
61	主任児童委員研修の充実	主任児童委員としての職務上に必要な知識を習得するための研修会を実施します。	こども福祉課
62	子育てサロン、金沢こども広場スタッフの研修の充実	子育てサロンや金沢こども広場のスタッフの資質向上のため、研修会を実施します。	こども福祉課
63	地域子育て応援隊の派遣	地域の子育てサロンに保育士を派遣し、スタッフに手遊び等を教えます。	城北児童会館
64	子育て地域人材養成事業(家庭教育サポーターの養成)	地域において子育ての悩みや疑問の相談を受けたり、家庭教育に関する意識啓発を行う家庭教育サポーターを養成します。	生涯学習課
65	地域子育て人材育成事業	地域の人材を育成するための事業をかなざわ子育て夢ステーション(保育所・幼稚園)で実施します。	こども福祉課 教育総務課
66	中高年齢者子どもサポーター育成事業	地域活動に携わる中高年齢者の指導者としての資質を高めるため、「子ども」を知るための研修会を開催します。	生涯学習課
67	金沢こども料理塾サポーター養成講座	地域活動に携わる中高年齢者を対象として、子どもたちが楽しく安心して料理に取り組めるようにサポーターを行う人材を養成します。	近江町交流プラザ
68	フレッシュ学生まちなかサロンの実施	地域大学との協働によるまちなか子育てサロンの企画・運営を通じて、学生主体の地域貢献についての実践研究を行います。また、将来親となる大学生、短大生が、子育てのすばらしさや、家庭を築くことの大切さを学びます。	こども福祉課

表中「66 中高年齢者子どもサポーター育成事業」は、参加者の減少から平成22年度で事業が終了し、平成23年度からは、中高年齢者に限らず地域全体で子どもを支える活動に携わる又は関心のある市民を対象とした「子どもサポーター支援事業」に統合したが見受けられず、平成24年度に事業を廃止している。生涯学習課では、平成25年度以降の子どもを支える指導者の育成については、事業を再編し、内容を充実させた新規事業の展開に向け検討中とのことである。幼稚園、保育所からの企画提案に基づき実施されている「65 かなざわ子育て夢ステーション

(監査結果)

①成果内容の把握について

子育て支援事業だけでなく、人材育成事業においても、その成果を把握する必要がある。たとえば、平成18年度版「少子化社会白書」では、子育て支援の人材に関して、子育て経験がある主婦をはじめ、学生のボランティア、さらには、定年退職後職場から地域に戻ってくると予想される大量の「団塊の世代の退職サラリーマン」が想定されている。また平成23年度版「子ども・子育て白書」では、「子育てサポーターリーダー」(*)が紹介されている。

平成23年度の私立保育所での子育て人材育成事業について、金沢市は、参加人数は確認しているものの、事業の結果どのような人材が育成されたかといった事業の成果についての把握、分析が行われていない。また、私立幼稚園での子育て人材育成事業については、参加人数の把握すら行われていない。

かなざわ子育て夢ステーション事業においては、「地域の人材を育成する」とあるが、具体的に子育て支援の人材としてどのような人材を対象とし、どのように子育て支援に活用するかという人材育成の対象や成果についての方針が明確でないため、人材育成の評価が出来ない現状である。事業の評価にあたっては、人材育成の対象と事業の成果について一定の考え方を明確にし、単なる参加者数の把握に留まらず、どのような子育ての人材が育成され、どのように子育て支援に効果を発揮しているかを評価することが必要である。

*1:友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」

【意見】

かなざわ子育て夢ステーション事業の評価にあたっては、人材育成の対象と事業の成果について一定の考え方を明確にし、単なる参加者数の把握に留まらず、どのような子育ての人材が育成され、どのように子育て支援に効果を発揮しているかを評価することが必要である。

②人材育成事業の再構築について

子育て支援の人材としては、前述のとおり、子育て経験のある主婦、学生のボランティア、退職サラリーマン等と地域の拠点施設の運営を支えていく「子育てサポーターリーダー」が挙げられる。

かなざわ子育て夢ステーション事業の子育て人材育成事業においては、保育所からの企画提案に基づき保育所で子育て人材育成事業が行われている。保育所からの企画提案で行われている事業の内容は、中学生、高校生、高校生を対象とした子どもとのふれあい体験などが中心となっており、子育て支援の人材として即効性がある事業とは言えない。また、退職サラリーマンについては、幼稚園、保育所が企画設定主体の場合、参加者は限られてしまう。

「かなざわ子育て夢プラン2010」によると、人材育成事業は、かなざわ子育て夢ステーション事業におけるもの(下記のNo.65)以外にも、下表13の「64 子育て地域人材養成事業」、「68 フレッシュ学生まちなかサロンの実施」などの事業が実施されている。

表15 保育所の職員数 (平成23年4月1日現在)

区分	保育所数	定員	所長	保育士	調理員	保健師等	計
市立	13ヶ所	1,201人	13人	139人	19人	0人	171人
私立	97	10,024	97	1,841	297	234	2,469
県立	1	90	1	11	3	1	16
計	111	11,315	111	1,991	319	235	2,656

表16 保育所運営費の年次推移

年度	施設数			保育児童数			運営費		
	H21ヶ所	H22ヶ所	H23ヶ所	H21人	H22人	H23人	H21千円	H22千円	H23千円
経営主体									
市立	13	13	13	9,318	9,289	9,100	874,883	871,168	901,908
私立	98	97	97	75,393	73,810	74,602	8,765,031	8,923,540	8,978,601
県立	1	1	1	758	705	712	56,760	63,479	70,727
管外	-	-	-	331	393	431	63,815	60,318	63,373
計	112	112	111	85,800	84,197	84,812	9,760,489	9,918,505	10,014,609

(注) 市立は運営費相当額である。
(注) 21年度・22年度は決算、23年度は当初予算の額である。

ン」事業の「子育て人材育成事業」は、「64 子育て地域人材養成事業」や「68 フレッシュ学生まちなかサロンの実施」等他の事業と重複している部分がある。また、生涯学習課が「66 中高年齢子どもサポーター育成事業」を廃止し、次年度以降事業を再編し、見直していることも踏まえ、かなざわ子育て夢ステーション事業の子育て人材育成事業について、中学生・高校生のみならず、即効性のある人材を対象とした事業も検討するとともに、地域の子育て支援施設である保育所・幼稚園からの企画提案も踏まえながら、他の企画も検討すべきである。

【意見】
かなざわ子育て夢ステーション事業における子育て人材育成事業について、中学生・高校生のみならず、即効性のある人材を対象とした事業も検討するとともに、地域の子育て支援施設である保育所・幼稚園からの企画提案も踏まえながら、他の企画も検討すべきである。

6 保育所 (通常保育平成23年度予算 9,112,701千円)

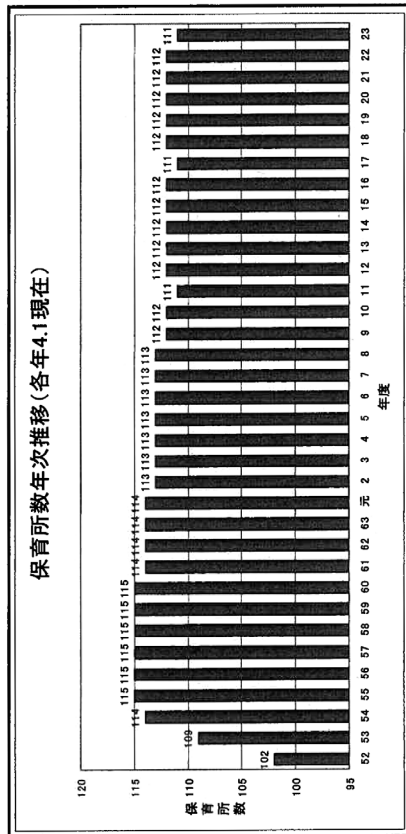
(1) 金沢市内の保育所

(概要)

保育所は、保護者の仕事や病気などのため家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設である。

平成23年4月1日現在、金沢市には、市立保育所13ヶ所、私立保育所97ヶ所、県立保育所1ヶ所の合計111ヶ所の保育所がある。

図14 保育所数年次推移



平成23年度 私立保育所運営費等補助予算一覧表

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
給与等改善費補助	3,100	8,600	△5,500	運営費、民間施設給与等改善費に含まれる保育士、調理員の人体費と市が補助対象とした人体費(支払額と市格付相当額を比較して少ない方)の不足分を補助
保育士定数改善費補助	7,500	9,300	△1,800	経験豊かな保育士を正規雇用するため、運営費の民改費に1%分加算
保育士定数改善費補助	441,600	464,600	△23,000	保育士の国配置基準と市配置基準の差を補助
保育士定数改善費補助	75,000	63,000	12,000	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を確保している保育所に対し補助
調理員定数改善費補助	47,000	50,000	△3,000	臨時調理員、パート調理員を配置することにより、調理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
産休等代替職員費補助	22,000	20,500	1,500	職員の出張、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人体費を補助
運営費特別対策補助	24,700	21,600	3,100	定員40人以下の施設に対し、より小さい定員が運営と認められる施設に対し、市独自に小規模施設認定をし保育士待遇を補助(小規模保育所)
統合保育費補助	92,000	122,000	△30,000	夜間勤務所で、夜間保育に従事する職員に対し、夜間勤務手当を支給した経費を補助(夜間保育所)
計	712,900	759,600	△46,700	障害児保育の円滑実施に要する人体費を補助
職員感染症対策補助	13,000	13,000	0	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の夜更に要する経費を補助(一般勤務内細菌および腸管出血性大腸菌検査)
改修費等補助	323,600	155,000	168,600	保育所の施設および設備の整備等に要する経費を補助
大型遊具設置費補助	1,200	1,700	△500	大型遊具の設置に要する経費を補助(補助限度額トすこやか保育遊具整備事業費120万円、体力づくり遊具整備事業60万円)
延長保育費補助	514,000	519,000	△5,000	11時間を超えて児童を保育する施設に対してその費用の一部を補助
一時預かり費補助	62,100	62,800	△700	保護者の病気等により、一時的に保育に欠ける児童を短期間保育するための費用を補助
休日保育費補助	20,900	20,000	900	日曜、祝日に児童の保育をする施設に対して補助
地域活動費補助	6,360	6,360	0	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
保育所子育て夢ステーション事業費補助	16,400	20,200	△3,800	保育所に入所している親子への子育て支援や、地域の住民が、子育てを助けることができるよう人材育成を行う保育所に補助
病児一時保育費補助	87,490	71,130	16,360	児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対して補助
年末保育サービス費補助	1,900	1,900	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う保育所に対し補助
地域子育て支援センター設置費補助	40,400	40,600	△200	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する保育所に対し、人体費および事業費を補助

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
保育団体等補助	650	650	0	保育所長等研修事業に要する経費を補助
こどもすくすくランド開催費補助	1,600	1,600	0	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	1,802,500	1,673,940	128,960	

(特別保育)

①夜間保育所〔児童福祉法〕(平成23年度予算 4,920千円)

ア 主旨
夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型保育所を開設。

イ 実施保育所

実施保育所	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園(野町3-24-32)	昭和63年7月1日	通常保育(午前11時から午後10時まで) 延長保育(午前2時から午前11時まで)	40名
双葉第二保育園(香林坊2-5-24)	平成12年4月1日	通常保育(午前11時から午後10時まで) 延長保育(午前11時以前)	30名

②休日保育所(平成23年度予算 20,900千円)

ア 主旨
日曜・休日を勤務日とする就労形態の事業所に、保護者が働くことにより保育に欠ける児童の健全育成を図るため、市内7ヶ所の私立保育所を「休日保育所」に指定のうえ、休日保育を実施する。

イ 開設

ウ 実施保育所
平成年元月4月1日
石川県済生会保育園 金沢市本町1丁目2番16号
愛育保育園 金沢市小將町8番23号
第一善隣館保育所 金沢市野町3丁目1番15号
瓢箪町保育園 金沢市瓢箪町8番22号
双葉第二保育園 金沢市香林坊2丁目5番24号

エ 対象児童(保護者)

オ 対象児童の休みとなる日
みなど第2保育園 金沢市桂町38街区1
上記7ヶ所の保育所において保育される児童のうち、休日保育を希望する者。

「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する)。

③延長保育事業(平成23年度予算 514,000千円)

ア 主旨
児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

イ 事業開始

ウ 実施保育所 昭和58年4月1日
エ 延長保育時間 110ヶ所
・星間保育所 概ね午後6時を超え最長午後10時まで
・夜間保育所 午前9時から午前11時まで及び午後10時を超え午前2時まで
通常保育料のほかに別途負担が必要

図17 保育所定員数年次推移

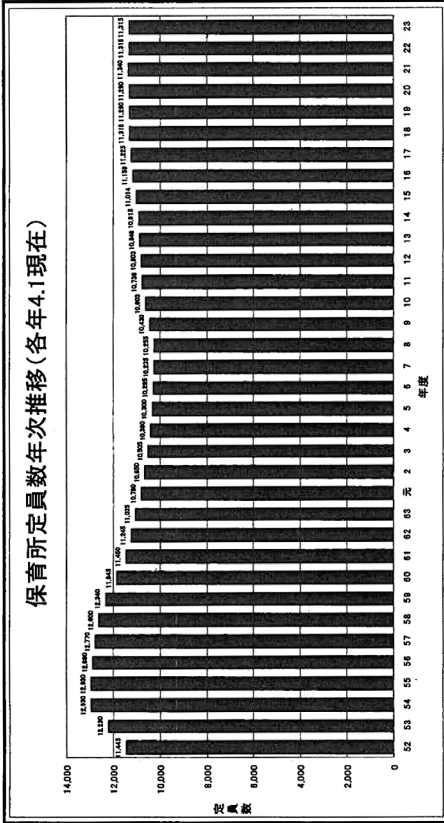


表18 保育所階層別保育児童数 (平成23年4月1日現在)

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳以上児	市立	4	80	10	40	52	14	80	89	33	95	91	160	22	770
	私立	26	501	161	347	236	129	564	509	286	712	795	1673	254	6193
	県立	1	1	2	2	4	4	2	4	2	7	7	23	6	59
	管外	5	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	13	6	34
	計	30	587	173	389	288	146	649	606	322	815	894	1869	288	7056
3歳未満児	市立	32	6	30	26	7	37	47	22	53	56	80	10	406	
	私立	13	263	81	246	139	94	362	339	179	487	591	920	152	3866
	県立	1	1	1	1	2	1	2	1	2	7	4	13	31	
	管外	2	3	2	1	1	1	3	1	7	6	9	5	40	
	計	13	298	90	278	166	102	402	390	204	554	657	1022	167	4343

(2) 保育所への入所決定と保育料の決定、減免 (概要)

平成23年4月1日現在、金沢市には111ヶ所の保育所があるが、保育所への入所決定、保育料の算定、減免、徴収及び精算の手続につき、金沢市が行っている。

①保育所への入所決定について

保育所への入所決定においては、保育所入所申込書等の提出書類をもとに、保育に欠ける事由等

④統合保育事業 [金沢市統合保育事業実施要綱]

ア 主旨
保育所に入所する児童の心身の発達に遅れ等があるとき、その発達を助長し、社会への適応性を高めるため、必要とされる個別的配慮を行い、他の児童とともに集団で保育を行う。

イ 事業開始
昭和49年4月1日

ウ 対象児童
心身の発達に遅れ等の程度が中度または軽度の保育に欠ける児童で、金沢市統合保育指導委員会が一般の児童とともに集団で保育を行うことが可能と判断された児童

⑥24時間型保育事業 [金沢市24時間型保育事業実施要綱]

ア 主旨
深夜にわたって勤務されている方の「子育て」と「仕事」の両立を支援するため、昼間の保育に引き続き翌朝まで保育を行う。

イ 事業開始
平成7年7月1日

ウ 実施保育所
金沢市立中村町保育所 (金沢市中村町15番7号)

エ 実施日
毎週 月曜日～金曜日 (当日または翌日が祝祭日のときは実施しない)

オ 受け入れ
1日あたりの
概ね5名

カ 児童数

キ 対象児童
市内保育所への入所児童で、昼間の保育に併せて保護者が夜間勤務をしている児童

キ 保護者負担
通常の保育料とは別に、1回につき2,000円
(午後10時までは300円、午前1時までは500円)

⑥年末保育サービス事業 [金沢市年末保育サービス事業実施要綱] (平成23年度予算 500千円)

ア 主旨
年末12月29日、30日に保育所を閉所し、保護者が勤務等の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。

イ 事業開始
平成7年4月1日

ウ 対象児童
保育所通所中の児童で年末保育を必要とする児童

エ 保護者負担
通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,700円、3歳以上児1,100円、同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額 (第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額)

(監査手続)

金沢市の保育所における児童の入所状況等について、担当課から資料の提供を求め、ヒアリングを行った。

(監査結果)

平成23年4月1日現在、金沢市には111ヶ所の保育所があるが、その定員数合計 11,315人 (図17)、利用児童数11,325人 (表18)、待機児童数はゼロであり、都市部において見られるような待機児童に係る問題は認められなかった。

児童福祉法 (抜粋)

第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
(中略)

(4) 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

(6) 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用
(中略)

第56条

(中略)

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号若しくは第5号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

なお、平成23年度の保育料(月額)は、下表19の通りである。

表19 平成23年度の保育料(月額)

階層 区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	保 育 料 (月額)	
		3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)
A	生保保護法による被保護世帯 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている者の世帯	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯	2,400	3,500
C	1 市民税均等割の額のみ在世帯	6,500	9,500
	2 市民税所得割課税世帯	9,400	12,400
D	1 所得税の額 5,000円未満の世帯	13,100	16,200
	2 所得税の額 5,000円以上 8,500円未満の世帯	16,600	19,100
	3 所得税の額 8,500円以上 25,000円未満の世帯	21,500	23,600
	4 所得税の額 25,000円以上 40,000円未満の世帯	23,400	29,500
	5 所得税の額 40,000円以上 47,500円未満の世帯	25,300	35,100
	6 所得税の額 47,500円以上 70,000円未満の世帯	26,100	39,500
	7 所得税の額 70,000円以上 103,000円未満の世帯		42,700
	8 所得税の額 103,000円以上 413,000円未満の世帯	27,800	45,400
	9 所得税の額 413,000円以上の世帯		46,300

(「金沢市における保育の実施に関する条例」第3条各号)を総合的に判断し、入所の可否を決定している。入所が決定された場合には、保護者あて保育所入所決定通知書を送付し、通知している。

また、既に保育所に入所しており次年度も入所を希望する場合には、入所継続届出書の提出を求め、保育料の納付状況も勘案の上、入所継続の審査を実施している。

金沢市における保育の実施に関する条例 (抜粋)

第3条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかか該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあること。

②保育料の決定について

保育料については、「金沢市における保育の実施に関する条例」及び「金沢市における保育の実施に関する条例施行規則」を定めており、保育児童の属する世帯の前年の所得税の額または前年度の市民税の額により階層区分を設け、これに児童の年齢に応じて金額を設定している。

また、保護者への保育料の決定通知は、保育料納入通知書の発行により行われている。

金沢市における保育の実施に関する条例 (抜粋)

第4条 保育の実施に係る児童の保護者は、保育の実施に要する費用のうち、徴収金として市長が規則で定める額を納入しなければならない。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則 (抜粋)

第5条 条例第4条に規定する徴収金として市長が規則で定める額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 市長は、保育児童の保護者及びその同居の親族(家計の主事者である場合に限る。以下同じ。)の所得税の額及び市町村民税の額(以下「所得税額等」という。)を基準として、保育料を算定する。ただし、所得税額等が明らかでない場合その他市長が必要があると認める場合は、当該保護者及びその同居の親族の収入月額を基準として、算定するものとする。

表20 保育料減免実績

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
件数(月数)①	193	290	404	274	332
実施額(円)②	3,634,250	5,083,530	6,654,180	4,868,390	4,390,110
②/①	18,830	17,529	16,470	17,767	13,223

金沢市における保育の実施に関する条例(抜粋)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育児童の保護者の申請に基づき前条の徴収金を減免することができる。

- (1) 保育児童が疾病等で長期にわたり欠席したとき。
- (2) 保育児童の世帯が母子世帯若しくは父子世帯となり、又は保育児童の保護者の疾病、失業等により、当該世帯の所得が著しく減少したとき。
- (3) 保育児童の世帯に属する者の疾病により、高額の治療費を支払ったとき。
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害により、保育児童の世帯が著しい損害を受けたとき。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則(抜粋)

第6条 条例第5条の規定により保育料の減免を受けようとする保育児童の保護者は、保育料減免申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(監査手続)

平成23年度における減免申請(児童者数単位にて107件)について、無作為に抽出した5件を対象として、減免手続が適正に行われているか、保育料減免申請書及びその添付書類、決裁同書の確認を実施した。

(監査結果)

特記事項なし。

(3) 保育料の徴収と滞納整理

①保育料納入通知書の発送について

保護者に対して、保育料納入通知書を年3回、4月から6月分の保育料につき4月、7月から9月分につき7月、10月から3月分につき10月にそれぞれ送付している。
各保護者は、この保育料納入通知書に基づき、当月分の保育料を、毎月25日までに金沢市指定金融機関に振込み、納付しなければならない。

注(1) 適用年齢について

- 3歳以上児：平成17年4月2日～平成20年4月1日に生まれた児童
- 3歳未満児：平成20年4月2日以降に生まれた児童
- (2) 第2子以降の保育所入所児童の保育料について
同一世帯で保育所に入所している児童が2人以上いる場合、第2子については2分の1相当額(第1子、第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は、3分の1相当額)、第3子以降については無料になります。同一世帯で保育所その他、次の施設に入所・通所・通園されている場合も同様とします。
幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センターくわねよんはうす、同なかよしはうす、県立ろう学校幼稚園、児童デイサービス(わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダBe、きよかわまち、就学前に限る)
- (3) B階層保育料について
B階層の世帯で、その世帯が母子(父子)世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等に該当する場合は、申請により保育料が免除となります。
- (4) 月途中の入所・退所について
月途中に入所し、または退所した場合の保育料は、上表の保育料(月額)をもとに、日割り計算します。
- (5) 世帯の課税状況について
市民税については、平成22年度市民税(年間税額)が、所得税の額については、平成22年分所得税(年間税額)が対象となります。
- (6) 税額控除について
課税状況の欄の市民税・所得税の額については、一部の寄附金控除、配当控除、住宅取得控除、外国税額控除、住宅耐震改修控除、国税電子申告・納税システムにより確定申告した際の控除の適用前の税額となります。

注：金沢市における保育の実施に関する条例第4条を元に作成

③保育料の減免について

「金沢市における保育の実施に関する条例」及び「金沢市における保育の実施に関する条例施行規則」に基づく保育所徴収金の減免について、「金沢市保育所運営費徴収金減免要綱」を定め、一定の事由に該当する者で、その納付能力を個々の実情に応じて総合的に考慮し、適当と思われるものに対して、前述の保育料の額に減免事由の区分に応じて定めた減免の割合を乗じて得た額につき、減免事由の区分に応じて定めた減免期間にわたって、減免が行われている。
なお、平成23年度に至る過去5年間における減免先の件数(月数)及び減免実施額は、表20の通りである。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則 (抜粋)

第5条 (中略)

3 保育児童の保護者は、毎月25日(その日が、日曜日に当たるときはその日の翌日、土曜日に当たるときはその日の翌々日)までに当該月分の保育料を納入しなければならない。

②保育料の納付方法について (監査結果)

表21の通り、平成23年度の滞納繰越額残高が1百万円以上の保育所は、計28ヶ所あるが、うち、市立は9ヶ所で、市立保育所は全部で13ヶ所であるため滞納の割合は高い。これは、私立保育所においては、保護者に、保育料に教材費等の諸雑費を合わせて保育所あて納付させる(園納付)ケースが多いため徴収率が高い状況にあるが、一方、市立保育所においては、保護者は保育料納入通知書にて、毎月、当月分の保育料を金沢市指定金融機関へ納付する必要があり、結果として保育料の徴収に直接的に保育所が関わらないことが、その一因として推測される。

単なる納付遅れの防止や、納付方法の拡充による保護者の利便性向上のためにも、市立保育所にあつては、福祉的な側面を考慮しつつ口座振替制度の導入等についても引き続き、検討する余地があるものと思われる。

表21 平成23年度滞納繰越額残高1百万円以上の28保育所

経営形態	保育所名	保護者数(人)	残高合計(円)	経営形態	保育所名	保護者数(人)	残高合計(円)
市立	A	22	5,130,550	市立	Q	11	1,704,310
	B	10	4,017,580		R	5	1,595,960
	C	16	3,649,820		S	4	1,548,610
市立	D	15	3,125,430	T	9	1,540,360	
	E	5	3,002,740	U	3	1,534,400	
市立	F	17	2,939,340	V	6	1,418,500	
	G	8	2,503,680	W	8	1,398,850	
	H	10	2,224,260	X	4	1,156,600	
市立	I	7	2,160,430	Y	3	1,135,500	
	J	7	2,072,550	Z	5	1,083,100	
	K	11	2,067,050	AA	8	1,016,380	
市立	L	7	1,941,100	AB	6	1,014,200	
	M	13	1,936,570	28保育所計	251	58,379,510	
市立	N	6	1,892,250	うち市立計	106	20,424,930	
	O	14	1,810,940	平成23年度全体計		83,006,190	
市立	P	11	1,758,450				

③保育料の滞納整理について

保育料の滞納は、こども福祉課の保育料システムによって管理している。担当者は、納付者毎の滞込処理を実施し、滞込のされない対象者につき保護者別・月別に抽出、保育料未納者一覧を作成の上、各保育所担当者へ配布し、滞納者の把握・管理を行っている。

なお、課内には、15人の保育所担当者があり、1人が7~8ヶ所の保育所を担当している。毎月、納期限までに納付の無かった者(前月分の滞納者)に対しては、金沢市財務規則に基づき、督促状を送付している。督促状の送付後もお納付が無い場合には、納付がなされるまでの間にわたり、毎月、催告書を送付している。

金沢市財務規則 (抜粋)

第59条 法第231条の3又は令第171条の規定により督促するときは、納期限後20日以内に督促状(様式第33号又は様式第33号の2)を発しなければならない。

2 前項の督促状には、発行する日から10日以内において指定納期限を定めておかなければならない。

地方自治法 (抜粋)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

地方自治法施行令 (抜粋)

第171条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(監査手続)

担当課に保育料の滞納整理に關係する資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング

を行った。

(監査結果)

ア 滞納整理の手法について

滞納者に対しては、督促状及び催告書を送付し、滞納事実とその金額を知らせるとともに、必要に応じて面談・訪問による催告や電話催告を実施しており、その内容はメモ情報(滞納整理経過簿)に記録・保存している。平成23年度における滞納繰越額の発生内容について、滞納者の児童の在園・卒園の別、また、滞納者が県内に在任しているかあるいは転勤等で既に県外に在住しているかについては、下記の通りであった。

表22 平成23年度滞納繰越額の内訳(在園・卒園別)

区分	保護者数(人)	滞納繰越額(円)
在園	126	22,433,890
卒園	331	60,572,300
合計	457	83,006,190

表23 平成23年度滞納繰越額の内訳(県内・県外別)

区分	保護者数(人)	滞納繰越額(円)
県内	414	75,905,820
県外	43	7,100,370
合計	457	83,006,190

既に滞納者の児童の約70%が卒園していることから、納付意識が薄れやすい状況にあり、また、保育所を通じ、あるいは保育所との協力体制による納付指導等の実施も困難な状況にあると思われるものの、その約90%が県内に在任していることから、訪問催告など踏み込んだ徴収の強化を図ることが必要と考えられる。

また、保護者毎の滞納繰越額の発生状況は、下記の通り、500,000円以上と多額にのぼる未納者は43人で計34,415,640円も存在し、滞納繰越額全体の約4割を占める状況にあり、その最高額は1,443,700円(県内に在任・卒園)にもなっている。

表24 平成23年度滞納繰越額(金額別)

滞納繰越額の状況	保護者数(人)	滞納繰越額(円)	1件あたり滞納額(円)
1,500,000円～	0	0	0
1,250,000円～	3	4,231,300	1,410,433
1,000,000円～	7	7,683,890	1,097,699
750,000円～	8	6,656,440	832,055
500,000円～	25	15,844,010	633,760

250,000円～	499,999円	64	22,536,800	352,138
100,000円～	249,999円	109	17,758,840	162,925
	99,999円	241	8,294,910	34,419
合計		457	83,006,190	181,633

上記のような分析を実施し、滞納者が卒園しているのか、県内に在任かどうか、滞納額はどれくらいあるのかなどを把握した上で、どのような滞納整理方法が望ましいかという点を検討する必要がある。これらの状況により納付の可能性は異なってくると思われるため、各担当者任せにするのではなく、滞納者の状況に応じた滞納整理方法を体系化するなど対応を図ることが望ましい。

また、具体的な催告の手法について、『滞納金徴収整理月間』の設定について(総務局長通知)においては、「電話催告のみに頼らず、できる限り訪問催告を行い、直接面談のうえ納付の約束を取り付けるなど、自主納付の習慣ができるまで、粘り強く催告すること。」と要請している。また、面談催告や電話催告を実施した際には、その内容等を滞納整理経過簿に記録することとされていることから、滞納整理行為の内容を確認するため、訪問記録等を閲覧した。

その結果、面談催告や電話催告等の実施頻度については、全庁的に定められた毎年7月と12月の年2回の滞納金徴収整理月間において面談や電話等による催告が集中的に行われていることがその大部分で、日常的な滞納整理業務への取組が少ないことが判明した。各滞納者から徴収するためにはどのような行為を行うかについては、各保育所担当者の裁量に委ねられているのが実態であり、滞納金徴収整理月間における活動実績も、限定的であった。

また、表25の通り、年2回の面談・電話による催告も保育所と協力した個別面談による催告のケースは少なく、電話催告が中心となっている。また、不在の場合の対応について、留守電入電や伝言に留まり、その後のフォローのない継続的な滞納整理が十分に行われていないケースが多く見受けられた。

表25 滞納金徴収整理月間における活動実績(単位:件)

区分	訪問・面談件数		電話催告件数		合計
	在園宅	不在	約束	不在	
H23年7月	4	1	31	4	40
H23年12月	2	0	65	27	94

上記の活動実績は、保育料の徴収行為として十分な内容とは思えない。保育料の滞納は結果として市民負担となるものである。また、それだけでなく、誠実に支払おうとする市民と悪意を持って支払を逃れようとする者との間に著しく不公平を生じる。滞納する者にも様々な事情があり、すべてが悪意を持って滞納しているわけではない。しかし、金沢市の担当者が相手の状況に応じて、最も適切な徴収努力をしないということでは、悪意を持った滞納者から徴収できないのみならず、ある程度支払う能力も意思もある滞納者からも回収できないことになりかねない。滞納整理業務に十分な実績が伴っていないことから、当該業務を含め、担当課で事務分担や業務内容を見直す必要がある。

表 28 滞納繰越額の増減

年度	H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度	
	残高(円)	件数(月)	90,962,685	5,526	93,352,420	5,581	93,414,500	5,425	93,968,229	5,297
期首										
現年度	23,041,360	1,310	24,449,380	1,310	23,782,575	1,113	18,591,760	1,113	14,500,660	867
新規発生	1,300		1,300		1,338		1,338		1,113	
収納	10,117,875	455	8,173,470	455	6,123,766	385	7,090,269	385	8,212,850	442
減少	10,533,750	654	15,996,030	1,011	16,925,290	1,081	14,432,240	873	14,319,860	824
不納欠損処理	654		1,011		1,081		873		824	
合計	20,651,625	1,245	24,169,500	1,466	23,049,056	1,258	21,522,509	1,258	22,532,710	1,266
年度末	93,352,420	5,581	93,414,500	5,425	93,968,229	5,152	91,038,240	5,152	83,006,190	4,753

【意見】
 保育料の滞納整理業務については、十分な実績が伴っていないことから、当該業務を含め、担当課で事務分担や業務内容を見直す必要がある。

イ 滞納繰越分納付について
 平成23年度に至る過去5年間の滞納繰越額及びその発生年度別の推移は表26、27の通りであり、滞納繰越額の合計残高は約93百万円で推移していたが、平成23年度においては83百万円となり、表面上は減少している。しかし、表28の滞納繰越額の増減状況を見れば明らかのように、毎年多額の不納欠損処理、すなわち債権の放棄が行われており、平成19年度から平成23年度までの5年間の合計は72百万円以上にものぼる。

表26 滞納繰越額の推移

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
残高	93,352,420	93,414,500	93,968,229	91,038,240	83,006,190
件数(月)	5,581	5,425	5,297	5,152	4,753

表27 滞納繰越額の発生年度別内訳

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
現年度	23,041,360	24,449,380	23,782,575	18,591,760	14,500,660
1年前	18,326,140	18,227,590	20,755,954	20,156,710	14,308,110
2年前	15,358,660	16,428,180	16,543,190	18,702,100	18,478,960
3年前	17,512,780	14,859,570	15,814,350	15,646,040	17,647,560
4年前	1,740,440	16,950,680	14,649,070	15,444,110	15,095,980
5年前	1,623,240	2,427,650	2,217,140	2,059,470	2,317,830
6年前	61,600	9,650	178,500	293,400	328,440
7年前	17,800	33,600	9,650	137,200	184,800
8年前	10,400	17,800		7,450	136,400
9年前	1	10,400	17,800		7,450

表 29 平成23年度中における滞納繰越額の増減

区分	金額(円)	件数(月)
H23年度期首残高(①)	91,038,240	5,152
H22年度発生分	4,283,650	225
H21年度発生分	1,677,750	99
H20年度発生分	1,054,540	62
H19年度発生分	550,060	32
H18年度以前	646,850	24
不納欠損処理(③)	14,319,860	824
減少合計(②+③)	22,532,710	1,266
H23年度中新規発生(④)	14,500,660	867
H23年度期末残高(①-②-③+④)	83,006,190	4,753

表 30 収納率の推移

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
現年度分	99.28%	99.23%	99.27%	99.40%	99.54%
滞納繰越分	11.12%	8.78%	6.57%	7.55%	9.02%
全体	96.85%	96.66%	96.66%	96.71%	97.02%

また、各年度の収納率の推移を現年度分と滞納繰越分とに区分して概観した表が表30である。これを見ると、現年度分の収納率に対し滞納繰越分の収納率はかなり低い。この実態に対して、担当課は、現年度も保育サービスを受けている者に滞納繰越があった場合、保育料を收受したときは滞納繰越分ではなく現年度分に充当する事務が行われているとしている。しかし、本来で

あれば、より早く時効期限を迎える滞納繰越分に優先的に充当すべきであり、たとえ、支払意思を見せた滞納者から現年度の保育料として納入したいと申し出られなくても、滞納分にまず充当したいと認得しなければならぬ。滞納があるにもかかわらず、支払った保育料が現年度分に先に充当されることとなれば、滞納者が滞納繰越分を支払わなければならないという責任感を失うことにもなりかねない。滞納繰越整理にあたっては、より適切な納付指導をする必要がある。

【指摘事項】
 保育料の滞納繰越整理にあたっては、より適切な納付指導をする必要がある。

- ウ 延滞金の徴収について
 延滞金に関して、地方自治法第231条の3第2項において、以下のように定められている。

地方自治法 (抜粋)

第231条の3 (中略)
 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
 (参考 同条第1項)
 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の長の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、金沢市では、これを受けて、「金沢市税外歳入の延滞金に関する条例」を定めている。

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例 (抜粋)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか分担金、使用料、加入金、手数料、国健康保険料及び過料その他市の歳入(以下「税外歳入」という。)を定期内に納付しない者がある場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づき徴収する延滞金に関し、必要な事項を定めるものとする。
 第2条 税外歳入の納付義務者が納期限後にその税外歳入を納付する場合において、当該税外歳入の額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨

延滞金の徴収について、こども福祉課は、現行の保育料システムでは、各年度の完納及び延滞金の起算日を確定することが困難なためシステム改修が必要であり、事務量及び諸経費の増大が想定されること、また、保育制度改革において、保育所の認定ことも園制度への移行にあたっては各施設での保育料徴収になることとされている等、制度の進展・具体化の状況を踏まえながら検討していく課題として認識しており、現状においては、保育料本体の収納率向上を優先させることとし、延滞金の徴収は行われていない。

しかし、延滞金に係る徴収規程が条例によって定められていることから、延滞金は徴収しなければならぬ。資力があるにもかかわらず、納付する意思のない悪質な滞納者と善良な納付者との公平性を確保する観点から、また、滞納を未然に防ぐための一つの方法として、原則として、延滞金の徴収を行うべきである。なお、当面の間は、一定額ないし一定期間以上滞納している悪質な滞納者などに対しては延滞金を課すこととし、その計算等についてもシステム対応は見送り、表計算ソフトで対応する等によって、十分に対応は可能であるものと思われる。

【意見】
 保育料についても、延滞金の徴収を行うべきである。

エ 保育料納付誓約書の徴収について
 滞納者に対しては、入所継続届出書の提出に基づく入所継続審査の際に、保育所長及びこども福祉課職員等との面談を求め、滞納事由による入所継続保留扱いを実施し、納付指導を行うこととしている。その後、滞納額の精算や分割納付の確約あるいは遂行が確認できた場合、保留を解除しているが、その際、滞納者から「保育料納付誓約書」の提出を求められている。

なお、この点については、平成15年度の包括外部監査人によって、「保育所入所届出書の提出という現在行なわれている制度を利用し、その際に滞納者に保育所長及びこども福祉課職員等との面談を求め、滞納の減少に努める対応をすることが有効ではないか。」との保育所責に係る監査意見が示されたのを受け、平成19年2月21日、これに対する措置として、「保育所入所届出書の提出の際に、滞納者に保育所長及びこども福祉課職員等と面談を求め、納付指導を実施し、滞納の減少に努めている。」との措置を公表しているところである。

しかしながら、保育料納付誓約書の入手が徹底されておらず、滞納額の徴収努力が十分であるとは言い難い。

表31 保育料納付誓約書の入手状況

年度	H21年度	H22年度	H23年度
入手件数	10件	12件	5件

また、この保育料納付誓約書には、滞納状況や納入計画が記載され、「私の保育料については、下記計画の通り納入し完納することを誓約いたします。もし、計画どおり納入ができなかったときには、滞納処分されても異議は申しません。」と誓約を行い、誓約者たる滞納者は自署捺印することから、保育料納付誓約書の提出による債務承認により時効の中断が行われるため、債権管理上、その入手は極めて重要である。保育料納付誓約書は、分割納付をする場合は提出させない